

あんじょう地域ねこの会 飼育ボランティア規約

1. 飼育ボランティア（以下、一時預かり主）について

一時預かり主はあんじょう地域ねこの会（以下、会）の会員登録が必要となります。

譲渡に関しては会のルールに従っていただきます。交配・繁殖をされている方は応募出来ません。

2. 所有権について

預かり猫の所有権は会にあります。

本規約記載内容に対して違反が認められた場合、ならびに事実の隠ぺいまたは虚偽があった場合、一時預かり主は預かり猫をすみやかに会に返還する事とします。

いかなる場合においても一時預かり主は会からの預かり猫の返還請求に応じていただきます。

3. 飼育環境について

一時預かり主は預かり猫を完全室内の適切な飼育環境において安全に飼育していただきます。留守番時などはケージに入れてください。

一時預かり主は会からの預かり猫の面会請求に応じていただきます。

一時預かり主は会から飼育状況の改善要求が出された場合には誠意を持って対応し、預かり猫の飼育にふさわしい環境を整える義務を負います。

会はその為の相談に応じ、アドバイスをする義務があります。

一時預かり主は一時預かり中に転居する場合は必ず事前に会に報告しなければなりません。

4. 消耗品について

一時預かり主はフード、猫砂等の代金をご負担下さい。会より一部支給できる場合もあります。

5. 医療費について

預かり猫の医療費は会が負担します。

預かり猫は未手術の場合、不都合がなければ必ず避妊去勢手術をすることとします。

ほか医療措置またはワクチン接種が必要な場合、事前に会へ連絡し判断を仰いでください。事前に連絡がない場合は、医療費をお支払いできない場合があります。

6. ノミ・ダニの予防について

5月から12月までの間は毎月のノミ・ダニの予防薬をつけて下さい。予防薬は会が現物支給します。

7. 譲渡会、その他の必要事項について

とくに問題のない場合、譲渡会に預かり猫を参加させてください。

以上